

# 佐伯直秀教授略歴

大正六年五月六日

鹿児島県日置郡伊集院町下谷口一八四八に出生

昭和一七年九月

東北帝国大学法文学部法学科卒業

同 一七年一〇月

三菱商事株式会社入社

同 一八年四月

同 退職

同 一八年五月

飯野海運産業株式会社入社 アンダマン海軍造船所営業主任

同 二一年四月

終戦により内地帰還

同 二二年四月

同 退職

同 二二年五月

鹿児島県立伊集院中学校（学制改革により同二三年四月一日伊集院高等学校となる）教諭

- 同 二八年四月  
鹿児島県立短期大学助手
- 同 三〇年六月  
資格審査の結果、講師（商法）と判定さる（大学設置審議会）
- 同 三〇年八月  
鹿児島県立短期大学講師
- 同 三三年五月  
資格審査の結果、助教授（商法）と判定さる（大学設置審議会）
- 同 三三年七月  
鹿児島県立短期大学助教授
- 同 四一年七月  
鹿児島県立短期大学教授
- 同 四三年一〇月  
法学博士の学位授与（東北大学）
- 同 四五年四月  
鹿児島大学教授法文学部（商法）
- 同 五四年三月  
文部省大学院設置審議会「商法」  
⑤ 合格判定
- 同 五四年四月

鹿児島大学大学院法学研究科担当

同 五六年四月

鹿児島大学大学院法学研究科長

同 五六年一月

鹿児島大学評議員（昭和五八年三月まで）

同 五八年四月

停年により退職

# 業績目録

## (一) 著書

株式会社の機関論 ミネルヴァ書房 昭和四二年

## (二) 論文

- (1) 会社の目的とその能力制限 「鹿児島県立短大紀要」四号 昭和二九年
- (2) 民法第八三四条の「著しく」についての判例変遷と民法改正について 鹿児島県立短大「商経論双」三号 昭和二九年
- (3) 定款保留と株主総会の権限拡張 「鹿児島県立短大紀要」六号 昭和三〇年
- (4) ウィルキン判事と自然法 鹿児島県立短大「商経論双」四号 昭和三〇年
- (5) 設立費用（定款不記載の）とその対外的負担者について 「鹿児島県立短大紀要」七号 昭和三二年
- (6) 株主総会における議決権の代理行使について 鹿児島県立短大「商経論双」五号 昭和三一年
- (7) 証券取引委員会規則第一三号の問題点とその検討 「鹿児島県立短大紀要」八号 昭和三二年
- (8) 株式譲渡の自由について 鹿児島県立短大「商経論双」六号 昭和三二年
- (9) 募集設立における株式引受について―その入社契約説への疑問を中心として― 鹿児島県立短大「商経論双」七号 昭和三三年
- (10) 特別利害関係人としての取締役―計算書類承認に際しての議決権行使の可、不能について― 鹿児島県立短大「商経論双」八号 昭和三四年

- (11) 商法第三四三条の検討―株主の利益保護の立場に立って― 「鹿児島県立短大紀要」一〇号 昭和三四年
- (12) 違法配当の返還義務について―商法第二九〇条二項の株主には善意株主が含まれるか否か― 鹿児島県立短大「商経論双」九号 昭和三五年
- (13) 取締役の議決権排除について 「鹿児島県立短大紀要」一一号 昭和三五年
- (14) 株主総会決議の無効主張について―提起以外の他の方法によることが許されるか否か― 鹿児島県立短大「商経論双」一〇号 昭和三六年
- (15) 正当の理由なき取締役解任制度について 「鹿児島県立短大紀要」一二号 昭和三六年
- (16) 取締役忠実義務の問題点とその検討 企業法論社「企業法研究」七九輯 昭和三六年
- (17) 代表訴訟における取締役の責任の範囲について 鹿児島県立短大「商経論双」一一号 昭和三七年
- (18) 商法第二六六条の三に規定する「第三者」の範囲について 「鹿児島県立短大紀要」一三号 昭和三七年
- (19) 定款保留規定（商法第二三〇条の二）適用の限界について 「鹿児島県立短大紀要」一四号 昭和三八年
- (20) 商法第二五四条二項の立法趣旨について―資格株排除説の論拠について― 鹿児島県立短大「商経論双」一三号 昭和三九年
- (21) 商法第二五六条の二の規定廃止について 「鹿児島県立短大紀要」一五号 昭和三九年
- (22) 代表取締役に対する監督とその問題点 企業法論社「企業法研究」一二一輯 昭和四〇年
- (23) 議決権代理行使委任状の勧誘規則とその問題点について 鹿児島県立短大「商経論双」一四号 昭和四〇年
- (24) 取締役会制度の問題点とその検討 「鹿児島県立短大紀要」一六号 昭和四一年
- (25) 取締役会議長制 企業法論社「企業法研究」一四六輯 昭和四二年
- (26) 手形行為の代理 商事法務研究会『判例手形法・小切手法（伊沢還曆記念論集）』昭和四四年

- (27) 弔慰金支給決議に対する判例構造と法意識 企業法論社「企業法研究」一六九輯 昭和四四年
- (28) 買戻手形と否認権 東北大学「法学」三五卷四号 昭和四七年
- (29) 商法第二九〇条二項の法的性質について 鹿児島大学「法学論集」七卷二号 昭和四七年
- (30) 商法第二九〇条二項の株主の意義について 鹿児島県立短大「商経論双」二二二号 昭和四八年
- (31) 代表訴訟における取締役の責任の範囲 日本評論社「法学セミナー」二二〇号 昭和四九年
- (32) 商法第二六六条第一項五号にいう、いわゆる『法令』の意義について―通説に対する疑問― 鹿児島大学「法学論集」一三卷二号 昭和五三年
- (33) 改正商法第二六六条一項五号にいう、いわゆる『法令』についての再論 鹿児島大学「法学論集」一七卷一・二号 昭和五七年
- (三) その他
- (1) 信託企業 中川善之助『服部栄三編『商取引(実用法律事典)』 第一法規 昭和四六年
- (2) 服部栄三『菅原菊志編『逐条判例会社法 第一〜五卷』八四〜八八条、一九四〜一九七条、二四八〜二五一条、四〇四〜四〇八条の三 商事法務研究会 昭和四七〜八年
- (3) 服部栄三『星川長七編『基本法コンメンタル商法Ⅱ』二六一〜二六七条 日本評論社 昭和五〇年
- (4) 名義書換手続の失念と新株引受権 『法学セミナー 全集一二』 日本評論社 昭和五〇年
- (5) 蓮井良憲編『会社法』第二編株式会社・第二章設立 法律文化社 昭和五〇年
- (6) 会社における債権者保護の態様 社債権者の団体 星川長七『山口幸五郎他編『会社法(法律学演習講座六)』 法学書院 昭和五一年
- (7) 代表訴訟によって追求しうる取締役の責任の範囲 北沢正啓編『法律学争点シリーズ四 商法の争点』 有斐閣

昭和五三年

- (8) 代表取締役の代表権の制限      その他      蓮井良憲編『判例演習会社法』九州大学出版会      昭和五五年
- (9) 取締役の会社に対する責任      その他      服部榮三・星川長七編『新版会社法』日本評論社      昭和五七年